



「たてもの」を「バリアフリー化」しませんか？

令和4年度

米子市バリアフリー改修推進事業補助金

米子市バリアフリー改修推進事業補助金は、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例のバリアフリー基準等に基づき、施設のバリアフリー整備を行う費用の一部を助成する補助金です。

市は、お年寄りや障がいを持つ方、妊婦やお子様連れの方等が社会生活を送る上で“バリア”となるものを取り除くことで、誰もが安心して利用できる施設の普及を図り、福祉のまちづくりを推進しています。

商業施設をバリアフリー改修する場合※1

※1 補助対象上限額に特別特定建築物の補助率2/3を乗じた金額を示しており、補助額は、対象建築物、補助対象上限額、事業内容及び補助率により異なります。

バリアフリースイールの設置

[最大]

366万円

エレベーターの改修

[最大]

1466万円

玄関のバリアフリー改修

[最大]

366万円

車いす駐車場の屋根の設置

[最大]

146万円

オストメイト用設備の設置

[最大]

73万円

提案型バリアフリー改修

[最大]

33万円

1. 補助の要件

補助の対象となるのはバリアフリーマップに登録する「**特定建築物**」と「**特別特定建築物**」です。

- バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に定める特定建築物又は特別特定建築物であること
- バリアフリーマップ（鳥取県が提供するバリアフリー施設情報を掲載した電子地図）へ施設の登録申請をすること
- 改修、用途変更（以下、「改修等」という）を行う部分がバリアフリー基準に適合すること
- 分譲マンションなど、区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅は補助対象外
- 民間の事業者（所有者）であること（国または地方公共団体等を除く）

※バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、米子市の認定を受けた建築物（認定特定建築物）の整備に関する補助の要件については、上記と異なりますので、米子市建築相談課へお問合せください。

2. 補助メニュー

補助対象上限額に補助率を乗じたものが補助金の限度額になります。

多数の方が利用する建築物

特定建築物のバリアフリー化を行う場合(補助対象上限額に対して1/2補助)

- ・卸売市場、工場、事務所、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- ・学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- ・自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用を除く）

表A	メニュー	補助対象上限額	バリアフリー法等の基準の適合内容及び補助要件等
1	車いす使用者用トイレ又は車いす使用者用簡易便所の整備	330万円	バリアフリースイッチ改修費用(出入口の自動扉又は引戸化、大型ベッド、ベビーチェア、ベビーベッド等の設置)、玄関から当該トイレ及び利用居室までの経路のバリアフリー化整備費用が対象です。 なお、道等又は車いす使用者用駐車場から当該トイレ及び利用居室(当該トイレと同一階にあるものに限る)までの経路をバリアフリー化する必要があります。道等又は車いす使用者用駐車施設から玄関までの経路のバリアフリー化の補助は「玄関の整備」メニューをご利用ください。
2	エレベーターの設置	2,200万円	バリアフリー対応エレベーターの整備費用が対象です。
3	玄関の整備	330万円	玄関で入口の自動扉又は引戸化、音声誘導装置等の設置、道等又は車いす使用者用駐車場から玄関までの経路のバリアフリー化に必要な経費が対象です。なお、道等又は車いす使用者用駐車場から玄関までの経路をバリアフリー化する必要があります。
4	音声誘導装置等の設置	1箇所あたり100万円(3箇所以内)	音声により視覚障がい者を誘導する設備(音声誘導装置及び点字表示板等)の整備費用が対象です。
5	オストメイト用設備の設置	110万円	オストメイト専用の流し台を設置し、温水が出る混合水洗を備えたものが対象です。(便器の給水栓から分岐するホース型の設備は補助対象外)
6	車いす使用者用駐車場屋根の設置	220万円	車いす使用者用駐車場の屋根及び当該屋根から玄関までの経路に設置する屋根、車いす使用者用駐車場から玄関までの経路のバリアフリー化が対象です。なお、車いす使用者用駐車場から玄関まで経路をバリアフリー化する必要があります。
7	電光掲示板、フラッシュライト等の整備	50万円	聴覚障がい者に緊急情報を伝達できる設備費用が対象です。なお、電光掲示板は案内所に設置するものに限りです。
8	建築主の提案によるバリアフリー整備	50万円	建築物の床面積が1000㎡未満の既存建築物において、上記メニューの経路のバリアフリー化に要する費用が対象となります。また、建築設計標準(※2)に掲載される整備に係る費用が対象となります。

※2 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月国土交通省発行)を指す。

特別特定建築物のバリアフリー化を行う場合(補助対象上限額に対して2/3補助)

- ・ 特別支援学校
- ・ 病院又は診療所
- ・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ・ 博物館、美術館、図書館、展示場、集会場又は公会堂
- ・ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ・ ホテル、旅館、公衆浴場
- ・ 主として高齢者、障がい者等が利用する老人ホーム又は福祉ホーム又はその他これらに類するもの
- ・ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ・ 体育館又は水泳場（一般公共の用に供されるものに限る）、ポーリング場その他これらに類する運動施設、遊技場
- ・ 飲食店、郵便局、銀行、理美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、その他これらに類するサービス業を営む店舗
- ・ 各種学校、専修学校
- ・ 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- ・ ガス、電気、電気通信の用に供する事務所
- ・ 自動車教習所又は職業訓練校・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- ・ 左記以外の老人ホーム又は福祉ホーム又はその他これらに類するもの、保育園
- ・ 一般公共の用に供される自動車の停留又は駐車のための施設
- ・ 公衆便所
- ・ 体育館又は水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設（左記を除き、かつ企業の福利厚生のものを除く）
- ・ 複合用途建築物

表B		メニュー	補助対象上限額	バリアフリー法等の基準の適合内容及び補助要件等
1		車いす使用者用トイレ又は車いす使用者用簡易便所の整備	330万円 または550万円※3	【表A-1】と同様の内容
2		エレベーターの設置	2,200万円	【表A-2】と同様の内容
3		玄関の整備	330万円 または550万円※3	【表A-3】と同様の内容
4 ～ 16		4から16までに掲げる整備	4～16までの合計 555万円	4 和式便器の洋式化 50万円/箇所 5 小便器の低リップ化 30万円/箇所 6 手洗い器の自動水栓化 20万円/箇所 7 車いす使用者用便房用のブース設置 80万円/箇所 8 トイレの自動扉又は引戸化等 180万円/箇所 9 トイレの手すりの設置 5.5万円/箇所 10 ベビーチェアの設置 10万円/箇所 11 ベビーベッドの設置 20万円/箇所 12 敷地、建物へ手すりの設置 1.5万円/m 13 廊下幅拡張改修 10万円/m 14 利用居室内の出入口改修 180万円/箇所 15 点字ブロックの設置 2.5万円/m ² 16 利用居室内の段差解消用スロープの整備 20万円/箇所
17		ホテル・旅館の車いす使用者用客室の整備	550万円	客室のバリアフリー改修費用、玄関から当該客室までの経路のバリアフリー化整備費用が対象です。なお、道等又は車いす使用者用駐車場から当該客室までの経路をバリアフリー化する必要があります。道等又は車いす使用者用駐車施設から玄関までの経路のバリアフリー化の補助は「玄関の整備」メニューをご利用ください。
18		音声誘導装置等の設置	1箇所あたり100万円 (3箇所以内)	【表A-4】と同様の内容
19		オストメイト用設備の設置	110万円	【表A-5】と同様の内容
20		車いす使用者用駐車場屋根の設置	220万円	【表A-6】と同様の内容
21		電光掲示板、フラッシュライト等の整備	50万円	【表A-7】と同様の内容
22		建築主の提案によるバリアフリー整備	50万円	【表A-8】と同様の内容

※3 劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途

3. 整備の事例

特別特定建築物の
トイレ改修

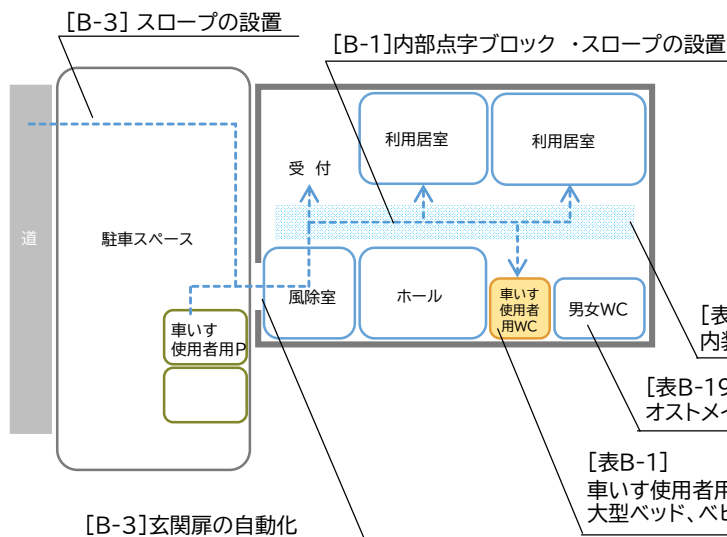
総工事費
補助額
事業者負担

810万円
約540万円
約270万円

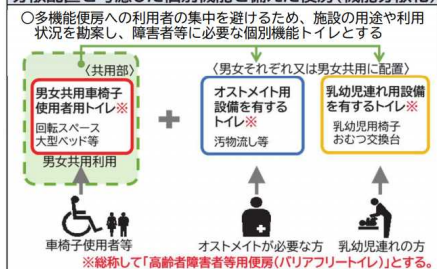
110㎡の飲食店（特別特定建築物）を改修し、車いす使用者用トイレ等を設置

対象	別表番号	整備内容	補助対象上限額 (円)	補助率	補助額(※)円
①	表B-1	車いす使用者用トイレの整備 (大型ベッド、ベビーチェアの設置、玄関から当該トイレ及び利用居室 までの経路のバリアフリー化)	330万円	2/3	220万
②	表B-3	玄関の整備 (玄関入口の自動ドア化、道等から玄関までの経路のバリアフリー化)	330万円		220万
③	表B-19	男女トイレにオストメイト用設備を設置	100万円		66.6万
④	表B-22	建築主の提案 (廊下の内装を弱視者に配慮した色合いに変更)	50万円		33.3万
合計 ※実際の額と異なる場合がありますのでご了承ください。			810万円		539.9万

[図中凡例] -----> 整備対象の経路



分散配置を考慮した個別機能を備えた便房(機能分散化)



車いす使用者用トイレの利用集中を避けるため、オストメイト用設備等を男女トイレへ配置する分散配置を推奨しています。

[表B-22] 内装を弱視者に配慮した色合いへ変更

[表B-19] オストメイト用設備の設置

[表B-1] 車いす使用者用便器の設置、手すりの設置・便房内仕上げ改修
大型ベッド、ベビーチェアの設置

4. 申請手続きの流れ

工事着手(契約)前に補助金の申請
および交付決定が必要です。

事前相談

◆ 当課にて補助の対象となる建築物であるかどうか、また、今後の手続の方法などをご相談ください。

見積り依頼

◆ バリアフリー改修工事について施工業者に相談し、見積書、改修前後の図面を用意して下さい。申請時に必要になります。

申請書提出

◆ 補助金交付申請書に、工事の見積書、改修前後の図面、施工前の写真を添付して提出してください。

交付決定

◆ 書類審査の上、補助金交付の可否の決定を通知します。補助金の交付決定後に工事着手(契約)してください。

工事着手

◆ 工事に着手(契約)したときは、着手届を提出してください。

完了検査

◆ 改修工事が完了したときは、速やかに完了届を提出してください。日程調整後、現地にて完了検査を行います。

実績報告

◆ 事業が完了したときは、速やかに実績報告書に、写真、改修工事の請求書等を添付して提出してください。

補助金請求

◆ 審査の上、補助金の額を確定します。額の確定後に、補助金等支払請求書と口座振込依頼書を提出してください。

このパンフレットに関する
お問合せはこちらまで

米子市都市整備部建築相談課

〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 TEL:0859-23-5227 FAX:0859-23-5394

Email:kenchikusoudan@city.yonago.lg.jp